

令和 8 年 9 月 2 日
保 健 福 祉 政 策 部
保 健 福 祉 政 策 課

世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例

1 主旨

世田谷区本庁舎等整備工事に伴い移転する世田谷保健福祉センターについて、条例に定められた位置を変更する必要があるため、世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例を令和 8 年第 3 回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

世田谷区役所第 2 庁舎（世田谷区世田谷四丁目 2 2 番 3 5 号）に設置されている世田谷保健福祉センター（生活支援課、保健福祉課、健康づくり課及び子ども家庭支援課）について、世田谷区本庁舎等整備工事に伴い、西棟（世田谷区世田谷四丁目 2 2 番 3 3 号）へ移転するため、位置を変更する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和 8 年 1 0 月 1 9 日

5 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 9 月 令和 8 年第 3 回区議会定例会（改正条例案の提案）

世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
○世田谷区立保健福祉センター条例 平成 8 年 12 月 6 日 条例第 49 号 (目的及び設置) 第 1 条 地域において総合的な保健福祉サービスを提供し、区民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上に寄与するため、地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号) 第 18 条に規定する市町村保健センターとして、世田谷区立保健福祉センター(以下「保健福祉センター」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第 2 条 保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立世田谷保健福祉センター</td><td>東京都世田谷区世田谷四丁目 22 番 <u>33 号</u>及び若林四丁目 22 番 13 号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立北沢保健福祉センター</td><td>東京都世田谷区北沢二丁目 8 番 18 号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立玉川保健福祉センター</td><td>東京都世田谷区等々力三丁目 4 番 1 号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立砧保健福祉センター</td><td>東京都世田谷区成城六丁目 2 番 1 号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立烏山保健福祉センター</td><td>東京都世田谷区南烏山六丁目 22 番 14 号</td></tr> </tbody> </table> 第 3 条～第 8 条 省略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和 8 年 10 月 19 日から施行する。</u>	名称	位置	世田谷区立世田谷保健福祉センター	東京都世田谷区世田谷四丁目 22 番 <u>33 号</u> 及び若林四丁目 22 番 13 号	世田谷区立北沢保健福祉センター	東京都世田谷区北沢二丁目 8 番 18 号	世田谷区立玉川保健福祉センター	東京都世田谷区等々力三丁目 4 番 1 号	世田谷区立砧保健福祉センター	東京都世田谷区成城六丁目 2 番 1 号	世田谷区立烏山保健福祉センター	東京都世田谷区南烏山六丁目 22 番 14 号	○世田谷区立保健福祉センター条例 平成 8 年 12 月 6 日 条例第 49 号 (目的及び設置) 第 1 条 地域において総合的な保健福祉サービスを提供し、区民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上に寄与するため、地域保健法(昭和 22 年法律第 101 号) 第 18 条に規定する市町村保健センターとして、世田谷区立保健福祉センター(以下「保健福祉センター」という。)を設置する。 (名称及び位置) 第 2 条 保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立世田谷保健福祉センター</td><td>東京都世田谷区世田谷四丁目 22 番 <u>35 号</u>及び若林四丁目 22 番 13 号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立北沢保健福祉センター</td><td>東京都世田谷区北沢二丁目 8 番 18 号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立玉川保健福祉センター</td><td>東京都世田谷区等々力三丁目 4 番 1 号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立砧保健福祉センター</td><td>東京都世田谷区成城六丁目 2 番 1 号</td></tr> <tr> <td>世田谷区立烏山保健福祉センター</td><td>東京都世田谷区南烏山六丁目 22 番 14 号</td></tr> </tbody> </table> 第 3 条～第 8 条 省略	名称	位置	世田谷区立世田谷保健福祉センター	東京都世田谷区世田谷四丁目 22 番 <u>35 号</u> 及び若林四丁目 22 番 13 号	世田谷区立北沢保健福祉センター	東京都世田谷区北沢二丁目 8 番 18 号	世田谷区立玉川保健福祉センター	東京都世田谷区等々力三丁目 4 番 1 号	世田谷区立砧保健福祉センター	東京都世田谷区成城六丁目 2 番 1 号	世田谷区立烏山保健福祉センター	東京都世田谷区南烏山六丁目 22 番 14 号
名称	位置																								
世田谷区立世田谷保健福祉センター	東京都世田谷区世田谷四丁目 22 番 <u>33 号</u> 及び若林四丁目 22 番 13 号																								
世田谷区立北沢保健福祉センター	東京都世田谷区北沢二丁目 8 番 18 号																								
世田谷区立玉川保健福祉センター	東京都世田谷区等々力三丁目 4 番 1 号																								
世田谷区立砧保健福祉センター	東京都世田谷区成城六丁目 2 番 1 号																								
世田谷区立烏山保健福祉センター	東京都世田谷区南烏山六丁目 22 番 14 号																								
名称	位置																								
世田谷区立世田谷保健福祉センター	東京都世田谷区世田谷四丁目 22 番 <u>35 号</u> 及び若林四丁目 22 番 13 号																								
世田谷区立北沢保健福祉センター	東京都世田谷区北沢二丁目 8 番 18 号																								
世田谷区立玉川保健福祉センター	東京都世田谷区等々力三丁目 4 番 1 号																								
世田谷区立砧保健福祉センター	東京都世田谷区成城六丁目 2 番 1 号																								
世田谷区立烏山保健福祉センター	東京都世田谷区南烏山六丁目 22 番 14 号																								